



第314号

★発行者 佐賀県神社庁  
 庁長 徳久 俊彦  
 佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス  
 hizen.sagaken-j-chou  
 @shore.ocn.ne.jp

### 天皇皇后両陛下

### 佐賀県行幸啓

天皇皇后両陛下におかせられては、国民スポーツ大会（今回より名称変更）開会式及び地方事情御視察の為、十月五日（土）、六日（日）の二日間の日程で佐賀県に行幸啓遊ばされた。

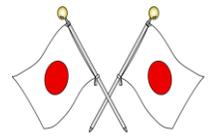
今回、両陛下揃っての佐賀は即位後初となり平成十四年以来、二十二年ぶり。両陛下は正午前に佐賀空港にお着きになられたのち、佐賀市内の御宿泊所までを専用車両で進まれ、その姿を一目見ようと国旗やスマホを持った人々で沿道は溢れかえった。十三時頃にホテルニューオータニに入られた後は、午後三時過ぎからの国スポ開会式（佐賀サンライズパーク）に御臨席、参加者に親しくお言葉を発せられた。

此度の行幸啓に向けて、県内では「天

皇皇后両陛下佐賀県行幸啓奉迎委員会」が組織され、提灯を持ったパレードと奉迎行事を実施すべく準備を進めてきた。会では二千名の参加を呼びかける為、奉迎用国旗小旗を一萬本、提灯を二千個準備。

直前まで街宣車による広報活動と地道なポスティング活動を実施、十五時半からの受付時点では既に多数の参加希望者で溢れ、一時間経たないうちに用意した提灯が無くなる程であった。

最終的に三千五百名もの人々がスタート地点である佐賀県立



祝祭日には国旗を掲げましょう

図書館南庭「こころざしのもり」に集結、出発式では同委員会副会長を務める村田直敏（神政連県本部長）が「数十年ぶりの行幸啓なので、真心込めた奉迎を成功させましょう」と挨拶した。

行列は日吉高明氏（日枝神社宮司）が高々と掲げる国旗を先頭に午後五時二十分に同所を出発、佐賀県庁周辺の堀端を二十梯団にも及ぶ参加者らが提灯を揺らし万歳を盛大に奉唱しながら、途中、御宿泊所のホテルニューオータニを右手に見て約六百メートルのコースを進んだ。

行列はその後、式典会場である県立佐賀西高等学校のグラウンドへ。特設された会場では、地元中学校吹奏楽部による演奏や、歌手による歌唱が催され、次々とグラウンドへ入る参加者は一段と賑わいを見せ、陽が沈むにつれその雰囲気は最高潮に。

午後六時四十分、奉迎委員会代表委員の松尾哲吾氏(佐賀県建設業協会々長)が開会を宣し、社寮雅楽部(古川勝茂金刀比羅神社宮司・鳳笙、佐野安正佐嘉神社宮司・箏、山下美幸佐嘉神社権祢宜・龍笛)による伴奏で国歌君が代が斉唱された。



その後、主催者である陣内会長が「こんなにも多数の方々にお集まり戴き主催者として大変嬉しく思う、佐賀県民の奉迎の思いを両陛下にお届けしましょう」と挨拶、続いて来賓として御臨席戴いた岩田和親衆議院議員、山口祥義佐賀県知事がそれぞれ挨拶を述べられた。一連の挨拶が終わった午後七時過ぎ、会場の明かりが消され「天皇陛下万歳、皇后陛下万歳、天皇皇后両陛下万歳」の声が続々と発せられる中、午後七時十分頃、御宿泊所の一室より二つの提灯の明かりが浮かび上がり、会場は大きな歓声に包まれた。

万歳の先導は大場芳博佐賀県議会議長、徳久俊彦神社庁長の二名が務め、三千五百名の万歳の声と提灯の明かりで一帯は幻想的な空間となり、それに応えるように両陛下の提灯も縦、横と揺られ、皆これまでにない感動を経験した。両陛下の御答礼の後は、お姿が見えなくなるまで万歳の声が各所で起こり、先ほどまでの時間を皆惜しむようであった。

今回の提灯奉迎に際して陛下はお言葉を寄せられ、宮内庁職員を通じて永代龍三郎副庁長に電話にて伝達、一言一句漏らさない為にも野崎参事が傍にて書き留めた。

「多くの皆さんに提灯で迎えて戴き感謝いたします。お堀越しに眺める提灯の明かりはとてもきれいでした。皆さんの万歳の声も良く聞こえ、嬉しく思いました。気を付けてお帰りください。どうもありがとうございます。」と賜ったお言葉を永代副庁長が読み上げ、感激のうちに幕を閉じた。

尚、当日の運営には日本会議佐賀を中心に神道青年会を始めとした神社関係者や友好団体、高校生ボランティアなど

計三百名以上が携わり、若い世代の人たちの間にも皇室尊崇・敬慕の念が醸成される素晴らしい機会になったのではないだろうか。

#### ▼県内四社へ幣饌料

両陛下には、此度の当県行幸啓に際して田島神社(平野良興宮司)、千栗八幡宮(東正弘宮司)、佐嘉神社(佐野安正宮司)、佐賀縣護國神社(徳久俊彦宮司)の県内四社へ幣饌料をお供えされる旨仰せ出され、各神社の代表が伝達の為、十月五日(土)午後四時二十五分に御宿泊所に参集。午後五時十分頃からの伝達式では一名ずつ部屋に通され侍従長から幣饌料を賜った。

各社では幣饌料を奉つての臨時奉幣祭が例祭に併せて斎行される等、今回の思召しに対して感謝を込めた祭典が執り行われた。

#### ▼皇族方のお成りも続々

天皇皇后両陛下下の行幸啓に続いて、その他皇族方も続々と佐賀にお成りになられた。

●10月7日(月)～8日(火)

高円宮承子女王殿下  
鹿島市や神崎市など

● 8日(火)～10日(木)  
高円宮妃久子殿下  
多久市や伊万里市など

● 10日(木)～11日(金)  
三笠宮彬子女王殿下  
佐賀市や芦刈町など

● 11日(金)～12日(土)  
敬宮愛子内親王殿下  
佐賀市

● 12日(土)～13日(日)  
三笠宮瑤子女王殿下  
太良町や大町町など

● 13日(日)～14日(月)  
三笠宮寛仁親王妃信子殿下  
佐賀市

● 14日(月)～15日(火)  
秋篠宮佳子内親王殿下  
多久市や有田町など

● 14日(月)～15日(火)  
秋篠宮佳子内親王殿下  
多久市や有田町など

県内各所にて、競技御覧や地方事情視  
察に臨まれた。  
また国スポに続いて開催された全国  
障害者スポーツ大会に際しては、

■ 25日(金)～26日(土)  
秋篠宮皇嗣同妃両殿下

■ 26日(土)～27日(日)  
秋篠宮佳子内親王殿下  
鳥栖市、唐津市、佐賀市

■ 27日(日)～28日(月)  
高円宮妃久子殿下  
鳥栖市、佐賀市

■ 27日(日)～28日(月)  
高円宮妃久子殿下  
鳥栖市、佐賀市  
がお見えになられた。  
奉迎委員会や神社庁では沿道奉迎を  
される方に国旗を配布する為、十日～十  
二日、十五日、二十五日～二十八日の各  
日に活動を行った。

中でも十日に佐賀市・旧福田家を視察  
された彬子さまお成りの際は、佐嘉神社  
の職員らも駆けつけ、間近で奉送迎でき  
るといふ貴重な機会に恵まれた。

今回、沿道奉迎が叶った皇族の皆様方  
には、終始にこやかに手を振りお応えに  
なられるなど、折に触れ感動を与えて戴  
きました。

此度の提灯奉迎を始め関連行事に御  
理解と御協力を賜りました神道青年会  
を始め、神社関係の皆様は厚く御礼を申  
上げます。

此度の提灯奉迎を始め関連行事に御  
理解と御協力を賜りました神道青年会  
を始め、神社関係の皆様は厚く御礼を申  
上げます。

行事予定  
十一月

十一月

一日 西松浦地区支部大麻頒布始  
奉告祭

於伊万里市民センター

五日 文化庁宗教法人実務研修会  
於長崎県

六日 杵島地区東支部大麻頒布始  
奉告祭 於鷹屋神社

七日 佐賀地区第二支部南神宮大  
麻頒布始奉告祭

於志賀神社

七日 藤津支部神社関係者大会  
於祐徳稻荷神社

十一日 九州各県神社庁長・総代会長  
会(～十二日) 於諏訪神社

三養基地区支部総会  
於佐嘉神社

十二日 東松浦地区東支部神宮大麻  
曆頒布始奉告祭 於熊野神社

十八日 佐賀地区第一支部神宮大麻  
曆頒布始奉告祭 於松原神社

十九日 神社庁神殿例祭  
役員会 於神社庁

二十七日 役員会 於神社庁

二十八日 全国教化会議(～二十九日)  
於神社本庁

# 天皇皇后両陛下佐賀県行幸啓提灯奉迎記録写真

～多数の御参加ありがとうございました～



事務連絡

令和六年十月十九日附  
神社本庁総長名・神社庁長宛  
▼「靖国カレンダー」頒布協力方依頼の件

標記の件、靖国神社首相公式参拝運動を推進してゐる「英霊にこたえる会」では、毎年英霊顕彰運動の一環として「清國カレンダー」を刊行、頒布してをりますが、本年も加盟団体である神社本庁に対し、令和七年版「靖国カレンダー」の頒布につき協力依頼がありました。つきましては、貴庁におかれましても趣旨御賢察の上、頒布につき倍旧の御協力を賜はりますやうお願い申し上げます。尚、お手数ではございますが、購入数をお取り纏めの上、左記によりお申込み戴きますやうお願い申し上げます。

記

- 一、申込み方法  
貴庁管内分をお取り纏めの上、別添「靖国カレンダー注文書」に送付先、部数を明記し、十一月末迄にお申込み下さい。
- 尚、カレンダーは八月中旬以降、申込受付順に送付される予定です。
- 一、申込先  
神社本庁渉外部渉外課  
(メールアドレス)

英霊にこたえる会  
令和7年 終戦80年記念版  
靖国カレンダー

「靖国カレンダー」は、本会の運動にご賛同いただき、庶持会費を納められた方に贈呈いたします。ぜひ、ご家庭に「靖国カレンダー」を掲げて、ご活用ください。なお、この庶持会費の中から、毎年靖国神社へ奉納させていただきます。

◆令和7年版 靖国カレンダーの内容

- ◆表紙は、前巻の表紙のデザインを参考に、写真も掲載しております。
- ◆表紙にまつわる写真と巻末の「靖国」を掲載いたします。
- ◆表紙サイズ：縦25cm×横29.7cm (A5判)
- ◆本文サイズ：縦42cm×横29.7cm (A4判)

◆申し込みの方法

1. 庶持会費(1000円)を現金または振込で納入してください。
2. 申し込み書(表紙のデザイン)をダウンロードし、印刷してください。
3. 申し込み書に必要事項を記入し、写真(表紙用)を添付してください。
4. 申し込み書と写真を、〒850-0075 佐賀県佐賀市北門町1-1-1 靖国神社庶務課宛に送付してください。
5. 申し込み書に必要事項を記入し、写真(表紙用)を添付してください。
6. 申し込み書と写真を、〒850-0075 佐賀県佐賀市北門町1-1-1 靖国神社庶務課宛に送付してください。

◆送料・送料別

送料：1冊100円(送料別) ※送料は、申し込み書に必要事項を記入し、写真(表紙用)を添付してください。

◆送料別(700円)送料別

送料：1冊700円(送料別) ※送料は、申し込み書に必要事項を記入し、写真(表紙用)を添付してください。

◆送料別(1000円)送料別

送料：1冊1000円(送料別) ※送料は、申し込み書に必要事項を記入し、写真(表紙用)を添付してください。

◆申し込み書ダウンロード

申し込み書ダウンロード

〒850-0075 佐賀県佐賀市北門町1-1-1 靖国神社庶務課  
電話：03-2546-4600 FAX：03-2541-7415  
E-mail: e-mail@shinkai.or.jp  
http://www.shinkai.or.jp

令和7年 終戦80年記念版  
靖国カレンダー

英霊にこたえる会  
「靖国カレンダー」頒布協力方依頼の件

「靖国カレンダー」は、本会の運動にご賛同いただき、庶持会費を納められた方に贈呈いたします。ぜひ、ご家庭に「靖国カレンダー」を掲げて、ご活用ください。なお、この庶持会費の中から、毎年靖国神社へ奉納させていただきます。

◆申し込みの方法

1. 庶持会費(1000円)を現金または振込で納入してください。
2. 申し込み書(表紙のデザイン)をダウンロードし、印刷してください。
3. 申し込み書に必要事項を記入し、写真(表紙用)を添付してください。
4. 申し込み書と写真を、〒850-0075 佐賀県佐賀市北門町1-1-1 靖国神社庶務課宛に送付してください。
5. 申し込み書に必要事項を記入し、写真(表紙用)を添付してください。
6. 申し込み書と写真を、〒850-0075 佐賀県佐賀市北門町1-1-1 靖国神社庶務課宛に送付してください。

◆送料・送料別

送料：1冊100円(送料別) ※送料は、申し込み書に必要事項を記入し、写真(表紙用)を添付してください。

◆送料別(700円)送料別

送料：1冊700円(送料別) ※送料は、申し込み書に必要事項を記入し、写真(表紙用)を添付してください。

◆送料別(1000円)送料別

送料：1冊1000円(送料別) ※送料は、申し込み書に必要事項を記入し、写真(表紙用)を添付してください。

◆申し込み書ダウンロード

申し込み書ダウンロード

〒850-0075 佐賀県佐賀市北門町1-1-1 靖国神社庶務課  
電話：03-2546-4600 FAX：03-2541-7415  
E-mail: e-mail@shinkai.or.jp  
http://www.shinkai.or.jp

※神社本庁にて取り纏め、一括して英霊にこたえる会「靖国カレンダー」業務室へ申込みます。

- 一、支払い方法  
「靖国カレンダー」業務室より申込各位に請求書が送付されますので、それに従いお支払い下さいますやう御案内下さい。
- 一、備考  
カレンダーの領価は本年四月開催の総

syogai@jinjahancho.or.jp)

会の議決を経て、一部七百円に変更となつてをります。また、送料については、五十部以上を同一梱包で送付する場合には無料となりますが、四十九部以下の場合には実費御負担願ひます。

以上

令和六年十月吉日附  
國大研研究開発推進機構発・神社庁宛  
▼國學院大學公開学術講演会の周知について(お願い)

平素は、本学の研究教育活動にご理解ご協力をいただき衷心より礼申し上げます。

國學院大學研究開発推進機構では、毎年秋季に「公開学術講演会」を開催いたしております。今年度は、下記のとおり対面での開催となります。

つきましては、ご多忙の折、甚だ恐縮に存じますが、資料を同封いたしますので、ご周知方お取り計らい下さいますやう何卒よろしくお願い申し上げます。



## 記

一、日 時 令和六年十一月三十日(土)

十五時～十六時半

一、場 所 國學院大學渋谷キャンパス

常磐松ホール

一、テーマ 現代社会と自然災害におけ

る神社

一、講師 稲場 圭信 氏

(大阪大学大学院教授)

以上

令和六年十月八日附  
神社本庁総務部長名・神社庁長宛

▼**芦原理事による代表役員の地位確認請求訴訟最高裁判決定について**

標記の件、去る十月二日、最高裁判所は、芦原理事が自ら代表役員総長の地位にあることの確認を求めて提訴した「代表役員の地位確認請求事件」について上告を棄却する決定を行いました。これにより、代表役員総長の選任方法を定めた庁規十二条二項の趣旨に関する司法判断が確定しました。

すなはち、令和四年十二月の東京地裁及び昨年六月の控訴審(東京高裁)判決で示された通り、庁規十二条二項は、「役員会が総長を実質的に決定する」、「統領の指名という行為も、実質的には役員会の判断で行われる」といふ趣旨であることが確定しました。

一昨年六月二十三日の役員会では田中総長を再任する旨の議決が為されてゐるため、実質的に新たな総長は既に田中総長に決定されてゐます。これまで鷹司統領は、判決が未確定であること等を理由として田中総長の指名を行つてゐませんでしたが、司法判断が確定したことにより、役員会の判断に基づいて田中総長の指名が為されることとなります。

また、芦原理事によつて為された代表役員変更登記申請が根拠のない行為であったことも確定しました。神社本庁に伝へることもなく登記申請を行ふといふ行為によつて、神社本庁の事務運営に大きな混乱をし、経済的損失を与へたものであり、民事上の責任及び道義的責任は免れないと考へられます。

確定した判決の内容、意義、帰結、今後の見通し等については、別紙の神社本庁代理人弁護士作成の説明文書をご覧下さい。

尚、最高裁が支持した、神社本庁の総長の選任方法を定める庁規十二条二項の趣旨に関する東京地裁及び東京高裁の判断内容は以下の通りです。

○**庁規十二条二項の趣旨に関する判断内容**

一、「本件条項については、統領の「指名」という行為についても、現行庁規四十条五項に基づき役員会が責任を負うことになる以上、その前提として、当該行為が実質的には役員会の判断で行われることを予定している」と解される。」(一審判決一八頁)

一、「本件条項は、総長の選任に関し、統領による総長の指名という行為が必要であることを定めつつ、統領による当該指名について責任を負う役員会が総長を実質的に決定することを予定しており、その決定のための手続税として、会議体である役員会の議決を予定している(すなわち、役員会の議決に基づいて統領が指名することが総長選任の効力発生要件となる旨を定めている)」と解するのが相当である。」(一審判決一九頁)

一、「本件条項は、総長の選任に関し、役員会が議決により次期総長を決定し、それに基づいて統領が当該依期総長を指名することが必要である旨を定めていると解するのが相当であり、これに反する原告の主張は採用することができない。」(一審判決二二頁)

以上

令和六年十月二十九日附  
神社本庁総長名・神社本庁長宛

## ▼年末年始における雑踏事故等の防止について

標記の件、此の度警察庁より、別紙の通り依頼がありましたので、依頼事項の内容を充分御留意の上、事前に警察との緊密な連絡を確保する等、その対応に万全を期するやう、周知徹底方御配慮をお願い致します。特に混雑が予測される神社、また、不法行為者等による紛争事案の発生が懸念される神社には、同書(写)を送付の上、充分御指導下さい。

特に、コロナ禍により祭典行事の中止が数年来続いたことから死傷事故等も発生してをります。自主備計画の策定にあたっては、十分な警備体制の確保と備責任者等に対する具体的な任務付与、また、外国人の多数来訪が予想される場合には、案内板の設置や外国語による広報の実施につき、配慮方お願い申し上げます。

## ◆◆教化委員たより◆◆

千栗八幡宮 祈宜 東 孝澄

一年とは早いもので、気づけばもう年の瀬を迎える頃となりました。この一年間を思い返せば、昨年十月には境内で保護したオカメちゃんが約三年半と短い間でしたが老衰にて天に旅立ち、また、

斯界では発展の為にご尽力された諸先輩方も逝去されるなど、多くの別れに接した年でもありました。まずは皆様のご冥福をお祈りいたします。

さて、今年、令和六年は私が奉職しております千栗八幡宮が神龜元年(七二四年)に創建されましたから千三百年の式年の年でもありました。九月十四日には前夜祭として、午後より舞台を設営してのイベントを開催し、十五日には来賓をお招きして、畏き辺りより供された幣帛料を神前に奉る式年奉幣祭を齋行、そして十六日には一般崇敬者参列の下で奉祝祭を齋行いたしました。毎年助勤に来て頂いている神職達や、旧職員の方々の助けもあり、連日共に盛況の中で無事に齋行することができました。今回は式年祭に絡めまして、宮内庁へ幣帛料を受けに伺いました事などを書かせて頂きます。

式年祭で奉幣する幣帛料を、九月三日の午後より宮内庁にて宮司が賜る事となりまして、私はその随行をいたしました。日帰りで行くのは厳しかろうということ、二泊三日の行程です。二日の昼より移動して、夕方によく渋谷駅近くのホテルへ到着しました。用事で少し買物に出かけた渋谷は二十年近く見

ていなかった間に驚く程に変わっていて、まさにコンクリートジャングルでありました。ビルと行っても無機質な四角形ばかりでは無く、壁面にモニターが付いているのは当たり前で曲線的な造りの建物もあつたりと、近未来的な町並み(とはいえ、少し路地裏などに入れば懐かしい風景にも出会えますが)で、沢山の人が行き交う中、あまりキョロキョロと見渡して田舎者と思われるのは恥ずかしいので平常をよそおっていたのはいうまでもありません。

三日、いよいよ幣帛料を賜る日となり、まずは神社本庁へ行きました。本庁内で簡単な説明を受けてから皇居内にある宮内庁へ本庁の車で移動をしました。皇居に近づくにつれ、大都会の喧騒から皇居特有の厳かさに移り変わる様子は今回特に印象深く残りました。

皇居入り口と坂下門にて乗車のまま受付を済ませ、そのまま宮内庁庁舎前にて下車をしました。庁舎は昭和十年に建てられ、二十七年に改装をされたそうで、古い歴史を感じる建物ではありませんが、エレベーターがあつたり、階段の照明も人感センサーで点いたり、モダンレトロな建物でした。出迎いの掌典職の方に案内されて階を上がり、沢山ある事務室

の一室にて幣帛料授受の説明を受け、その後、掌典長のいらつしやる隣の部屋へと案内をされます。そこで掌典長が捧持された菊の紋の入った漆塗りの折敷に入った幣帛料を、白手袋をした宮司が賜り、随行の持参する白木の折敷に置き、そのまま白風呂敷にて包み終了となりました。携行品として持参した白木の折敷に白風呂敷、白手袋、これらが幣帛料を素手で扱ってはならないという、いかに尊いものであるかを感じさせてくれました。

その後、宮司がしばらく掌典長と話をした後に退出をし、本庁の車にてホテルまで戻りました。

四日は帰宅だけです。詳細は書きませんが、羽田行き高速バスに乗るのにマークシテイまで行かずに渋谷フクラスでも乗れた事、便利でしたので記録として書き添えておきます。

そして九月十五日当日に正午より式年の奉幣祭を斎行いたしました。佐賀県護國神社様よりお借りした唐櫃に幣帛料を入れ、担いでの参進から始まり、境内に設けた祓所にて修祓をし、昇殿をしてからは一拝・開扉・献饌・奉幣・宮司祝詞奏上・本庁幣を献ず・献幣使祭詞奏上・楽を奏す・宮司玉串・献幣使玉串・

参列者玉串・徹幣・本庁幣並びに神饌を徹す・開扉・一拝・直会と、恙なく齋行致し、その旨を掌典長宛てにFAXにて祭典終了後すぐに報告を致しました。

十月末にはそのお礼参りに再び参内したのですが、そのお話は機会があればまた書かせて頂きます。

### ◆◆神青会たより◆◆

#### 国民精神昂揚運動合同研修会

#### 竹田恒泰先生公開講演会運営体験記

永世神社祢宜 梶田 匡祐

庁報前号で御案内ありました通り国民精神昂揚運動合同研修会につきましては佐賀県神道青年会が主管として担当しましたので、当日までの準備並びに運営、体験等について述べたいと思います。

五月二十九日、川浪会長より、竹田恒泰先生をお呼びしての講演会を神青会で受けて欲しいとの相談を受けました。初めての講演会の運営という事で色々悩みましたが引き受ける事に致しました。そこで講演会運営に当たり主な事務全般として溝上忠秀さん、また竹田恒泰先生との交渉並びに講演会場とのやり取りを黒髪宜嗣さんに担当して頂きお二人と共に試行錯誤しながら、また野崎

参事さんに事細かに相談させて頂き取り組んで参りました。竹田先生には講演を引き受けて頂ける事になり講演会場も鹿島市民文化ホールに決まりました。



そこで一般の皆様に参加して頂く為に、ポスター(チラシ)の作成を考える事となり、神青会員でデザインについて熟知しておられるという、山下美幸さんにお願いしましたところ、快く引き受けて頂き、佐賀県民の皆様一人でも多く見て頂きたい立派なポスターが完成致しました。

ポスター等は、佐賀県各神社にて神職総代の皆様にもお力を借り周知して頂きました。そして自らも神社内だけでなく休みの日なども利用し商工会議所・大型ショッピングモール・コンビニ・佐賀県警察本部・道の駅・自民党佐賀青年局等々お願いに行きましたが、快く貼って頂ける所と、難しい所等様々でした。宮

司さんのご理解もあり仕事の日中でも時間ある時人が多く出入りするお店・会社等ポスター貼りのお願いにも行きました。

そうして研修会当日、神社庁職員と神青会とで諸々の準備・司会進行の確認・映像音響の確認もでき、皆様をお迎えする事となりました。

神社関係者そして一般参加者も多く大勢の皆様の参加で総勢六百人以上のご来場を頂き、盛会裡のうちに無事に終える事が出来ました。

次に当日神青(スタッフ)で動いて頂いた皆様のご活躍の様子を述べたいと思います。

当日は、豊富な経験からの確なアドバイスを頂きました戸川健士さん・武雄栄門さん・宮崎貞克さん・古川勝茂さん誠にありがとうございました。

ポスター周知に当たっては洗練されたデザインをして頂きました山下美幸さん、ポスターの作成が出来なければ周知は難しかったです。

古川恭子さんにはSNS等配信に尽力して頂きました。

加志田崇嗣君は一番若いにも関わらず色々な場面で積極的に質問したり意見を投げ掛けたりと、真剣に取り組んで

いる姿勢が、頼れる存在に思えました。

当日交通整理に当たって頂いた前中俊二リーダーを始め大島仁志君・松中朝比古君・溝口裕基君・大島健太郎君・田中達也君、暑い中本当にお疲れ様でした。交通整理も非常に大事な役割で、次々と来場される車の誘導は大変であったかと思えます。事故もトラブルも無く終えられたこと交通整理をお願いし本当に良かったと思っております。

落合洲造君は竹田先生の送迎で急遽、佐賀空港迎えが福岡になり帰りも予定時刻より遅れた事もあり気遣いも大変だったことと思えます。

川浪雅英会長・永代優仁事務局長お二人は「ここぞ」という時にアドバイスを頂いたり講演会場視察にも同行して頂いたり諸々のことを進めていく際には本当に心強く思いました。

今回、主に三ヶ月半一緒になってずっと進めてきた溝上忠秀さん・黒髪宜嗣さんお二人にはずっと助けて頂きました。改めて感謝を申し上げます。

今回の研修会は青年会会員皆様一人一人のお力が一つの大きな力になったからこそ成し遂げられたと思っております。運営に際して御協力頂きました神職、総代、関係者の皆様、そして共に支

え合った神青会の皆様にご心より感謝申し上げます。

**事務報告**

**【任免】**

■八幡神社宮司 楠田 和子

庁規第九十条第二項の規定により兼ねて小城市牛津町下砥川鎮座 天満神社宮司に特任する  
令和六年十月一日

**【御垣内特別参拝許可願申請報告】**

■八幡神社宮司 東 正弘

・参拝日 皇大神宮  
令和六年十月九日

■男女神社宮司 西寄 萬

・員数 豊受大神宮  
令和六年十月九日

■男女神社宮司 西寄 萬

・参拝日 皇大神宮  
令和六年十月十二日

■若宮神社宮司 山邊 和之

・員数 池上 金治 他一名  
令和六年十月十一日

■若宮神社宮司 山邊 和之

・参拝日 皇大神宮  
令和六年十月十二日

・員数 宮地 幸夫 他一名

研修等案内

令和六年十月十五日附  
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

令和六年度中央実習開催の件

標記の件、「階位検定及び授与に関する規程」に基づき、中央実習を左記により開催致します。  
貴管内に希望者がある場合には、必要書類を添付の上、神社本庁総合研究所までお申込み下さい。

記

一、期日

- ① 令和七年二月 十八日(火) 二月 二十日(木)
- ② 令和七年二月二十五日(火) 二月 二十七日(木)
- ③ 令和七年三月 十日(月) 三月 十二日(水)

※日程希望調査票に基づき総合研究所において受講日の指定を行います。

一、場所

- 神社本庁 渋谷区代々木一―二―
- 宿 泊 都市センターホテル東京都千代田区平河町二―四―一

一、実習費

申込書類 三万円

一、入所申込者

入所申込者、日程希望調査票、履歴書、明階位検定合格証の写、正階位証の写(若しくは個別神社実習相当の修了証の写)、神宮実習修了証の写、任用辞令の写(若しくは奉務予定神社宮司の推薦書)

※任用辞令の写は出仕の辞令でも可  
※入所後、健康診断書の提出を求め

ますので、予め準備しておくやう伝達願ひます。  
一、申込期限  
令和七年一月六日(月)

神社本庁必着

一、申込期限

明階位検定に合格した者(但し、既に神宮実習を修了してをり、神職若しくは奉務予定者であること)。  
※平成二十六年四月八日付研修発第七三号「明階位授与にかかる神務実習受講申込みの取扱ひについて」を以て受講対象を変更してゐるの

一、定員

合計三十名程度(申込み多数の場合合は、選考の上決定します。)

一、備考

- ・持参品等の詳細については、申込締切後に直接入所許可者宛に通知致します。
- ・参加希望者のアレルギーの有無(何のアレルギーか)をお知らせ下さい。

以上

令和六年十月十五日附  
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

令和七年直轄研修開催の件

標記の件、別添「神社本庁総合研究所公示」の通り開催しますので、各研修の開催に際しては、左の点に留意され御推薦願ひます。

尚、本件については、『月刊若木』令和

六年十一月号及び、「神社新報」令和六年十一月四日及び十八日発行の紙面に公示を予定致してをりますので、御承知置き下さい。

また、他の指導者養成研修は改めて通知・公示を行いますので、併せて御承知置き下さい。

(一) 感染症の流行状況等によつては研修を中止する場合もあり得ますので、予め御承願ひます。

(二) 募集人員に到達した場合は、締切日以前であっても締切ることがあります。尚、入所申込書(本紙)が神社本庁に到着した時点を以て受付とし、事前の電話・ファックス・メール等での予約は受け付けませんので、予め御承知下さい。

(三) 県内で複数名の希望者がある場合は、研修毎に優先順位を付した上で推薦されますやう願ひします。

「神社本庁総合研究所公示」

令和七年一月より十二月までの直轄研修を決の通り公示します。

一、主催

- 神社本庁総合研究所 千一五―一〇〇五三三
- 東京都渋谷区代々木一―一―二

電話 ○三三三二七九八〇一七

二、研修名及び期間

① 第七十九回中堅神職研修(丙)  
令和七年三月二十四日(月)

～二十八日(金) 五日間

② 第八十回中堅神職研修(丁)

四月七日(月)～十一日(金) 五日間

③ 第十七回指導神職研修

四月二十一日(月)～二十五日(金)

五日間

④ 第八十一回中堅神職研修(丁)

五月九日(金)～十三日(火) 五日間

⑤ 第八十二回中堅神職研修(丙)

五月二十六日(月)～三十日(金)

五日間

⑥ 第八回明階基礎研修(乙)

六月三日(火)～十二日(木) 十日間

⑦ 第九十六回正階基礎研修(甲)

六月十九日(木)～二十五日(水)

七日間

⑧ 第八十三回中堅神職研修(丁)

七月十六日(水)～二十日(日)

五日間

⑨ 第八十四回中堅神職研修(丙)

七月二十四日(木)～二十八日(月)

五日間

⑩ 第八十五回中堅神職研修(丁)

九月二十五日(木)～二十九日(月)

⑪ 第九回明階基礎研修(丙)

十月二日(木)～十一日(土) 十日間

⑫ 第八十六回中堅神職研修(丙)

十一月五日(水)～九日(日) 五日間

⑬ 第九十七回正階基礎研修(乙)

十一月十四日(金)～二十日(木)

七日間

⑭ 第十八回指導神職研修

十一月二十五日(火)～二十九日(土)

五日間

※神社庁雅楽指導者養成研修会・雅楽講師研修会、神社庁祭祀舞指導者養成研修会、神道行法錬成研修会については令和七年中に開催する予定であり、日程が確定次第別途公示する。

三、場所

神宮道場 三重県伊勢市宇治浦田

一三二五

電話 ○五九六一三三六〇一一

(期間中)

四、研修対象者

1 指導神職研修

(身分二級上基礎研修併設)

① 正階以上の階位を有する者で、身分二級以上の神職。

② 権宮司を置く神社の宮司、及び本庁・

神社庁の参事に任用予定の者。

(その旨神社庁長の副申を要する)

③ 中堅神職研修の全課程を修了し、その後各種研修等を十日間以上受講してゐる者。

※右条件の①と③の両方の条件を、又は

②と③の両方の条件を満たしてゐる者を研修対象者とする。

2 中堅神職研修(身分二級基礎研修併設)

① 三級以上の神職で五年以上の神職経歴を有し、各種研修を四日間以上受講してゐる者。

但し、昭和五十年七月一日以降に神職に任用された者は、初任神職研修を修了してゐなければならぬ。

② 別表神社の宮司、権宮司及び本庁・神社庁の主事に任用予定の者。

(その旨神社庁長の副申を要する)

※但し、直轄の中堅神職研修については、各地区で開催される同研修(甲)・(乙)を修了したのち、受講することを原則にしてゐる。

3 明階基礎研修

・神職にして、正階を授与されてから、大学学部を卒業した者又は神職養成機関普通課程を修了した者にあつては七年以上、短期大学若しくはこれと同等以上の学校を卒業した者にあつて

は十年以上、その他の者にあつては十二年以上在職し、成績特に優秀として神社庁長の推薦を得た者。

4 正階基礎研修

・神職にして、権正階を授与されてから、七年以上在職する者又は四年以上在職する年齢四十四歳を過ぎた者、その他神職にして、権正階を有し、短期大学若しくはこれと同等以上の学校を卒業した者で、成績特に優秀として神社庁長の推薦を得た者。

五、募集人員

各研修 四十名程度

・感染症の蔓延状況等により、募集人員を縮小する場合もあるので、予め承認しておくこと。

六、研修費用

① 指導神職研修 四〇、〇〇〇円

② 中堅神職研修 四〇、〇〇〇円

③ 明階基礎研修 八〇、〇〇〇円

④ 正階基礎研修 五六、〇〇〇円

七、手続

神社庁備付の「神社本庁総合研究所入所申込書」に必要事項を明記して、所属神社庁長の推薦を受けたのち、当該神社庁経由で本社本庁総合研究所長宛に提出すること。

尚、申込書には、当該研修の対象要件

を明記した履歴書を添付すること。履歴書は二回目以降不要とする(但し、指導補職研低は二回目以降も添付が必要。八、申込期限

八、申込期限

各研修とも、開催日の三十日前までに本社総合研究所必着で申込むこと。但し、募集人員に達した場合はその以前に申込みを締切る。

九、感染症対策について

① 研修開始前の一定期間、健康観察記録を義務とする。

② 伊勢への往復を含め、健康状態等に不安がある場合は、感染防止の観点から参加を見送らるたい。

③ 感染症の流行状況等によつては、直前であつても研修を中止する場合は充分にあり得るので、予め諒承しておくこと。

十、その他

① 中堅神職研修(丁)については禊を実施するが、禊は雨天並びに五十鈴川の状況等により実施できないこともあるので、予め承しておくこと。その際には鎮魂行事を含む朝拝とする。

尚、受講にあたっては丙、丁の順は問はない。

② 明階基礎研修及び正階基礎研修の受講にあたっては甲・乙・丙の順は問はない。

② 正階基礎研修については、平成二十二年一月一日より当分の間、実施期間を二十日以上とし、これを七日間毎に甲・乙・丙と分割実施してゐる。既に受講中の者は、研修日数の変更には拘はらず、未だ受講してゐない所定の分割研修を修了すれば、全課程修了とする。但し、同じ分割研修を受講して、重複受講分を他に読替へることはできない。

④ 研修費の納入方法や携行品、研修者心得等については、本社総合研究所で入所承認をしたのち、参加者へ直接通知する。

以上

令和六年十月二十四日附  
國大神道研修事務部長名・神社庁長宛

▼令和七年春期(第一五二回)神職養成講習会についてのお知らせ

平素より本学の神職養成に関しましては、格別の御高配にあずかり深謝申し上げます。さて、本学主催の令和七年春期(第一五二回)に開催いたします神職養成講習会は、「権正階」と「直階」の二階位を開講いたします。

つきましては、ご参考までに案内書及び開催要項(日程表)をご送付申し上げ

ない。

ますので、貴庁管内各支部長様にご周知をお願いいたしますとともに、受講希望者のご推薦(案内書添付の書類、コピー不可)を併せてお願い申し上げます。

なお、各種感染症の流行状況等によっては、開講直前や期間中を問わず、講習会を中断する場合がありますことを、念のため申し添えます。

ご不明な点がございましたら、神道研修事務課までお問い合わせください。お手数をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

※今回の受講条件は下記のとおりいたします。また両階位とも、奉職神社及び神社庁長の推薦を得られ、本学が適当と認めた者で、受講時に満六十五歳までの者いたします。

【権正階】

年齢満十八歳以上の者で直階を有し、出願時に、神社本庁包括下の神社で神職として任用されている者

【直階】

次の①②両方の条件を満たしている者  
①本講習修了後(直階が授与されてから)、直ちに(四カ月以内)神社本庁包括下の奉務神社で神職として任

用される立場の者

②短期大学卒業業者及びこれと同等以上の学校卒業業者、もしくはは大学または短期大学に在学している者  
以上

開催要綱抄

一、開講階位・期間、受講料

【権正階】

令和七年二月十二日(水)

〜同三月十五日(土)

金一四三、〇〇〇円

【直階】

令和七年二月十二日(水)

〜同三月十三日(木)

金一一〇、〇〇〇円

一、受講願書受付期間

郵送受付

令和六年十二月二日(月)〜十日(火)

期間内に必着(消印有効ではない)。

書類はレターパックプラス(赤色)にて國學院大學神道研修事務課宛にて送付すること。

窓口受付

令和六年十二月十一日(水)のみ

受付時間は午前九時〜午後四時

場所は神道研修事務課窓口

(國學院大學渋谷キャンパス

若木タワー三階)

管内支部神宮大麻頒布始奉告祭

本年も神宮大麻頒布の季節を迎え、左記の支部にて頒布始奉告祭が斎行又は予定されています。

十月

▽ 三日 東松浦地区西支部  
於玄海町・あすぴあ

▽ 二十四日 藤津地区支部  
於祐徳稻荷神社社務所

▽ 二十六日 神埼地区支部  
於仁比山神社

▽ 二十八日 佐賀地区第二支部北  
於神社庁

▽ 三十一日 杵島地区西支部  
於大町八幡神社

十一月

▽ 一日 西松浦地区支部  
於伊万里市民センター

▽ 六日 杵島地区東支部  
於鷹屋神社

▽ 七日 佐賀地区第二支部南  
於志賀神社

▽ 七日 小城地区支部  
於岡山神社

▽ 十一日 三養基地区支部  
於佐嘉神社記念館

▽ 十二日 東松浦地区東支部 於熊野神社

▽ 十八日 佐賀地区第一支部 於松原神社

寄贈書籍等目録並びに御芳名

自 令和六年 十月 一日 至 全 三十一日

・霧島山 第一五八号 霧島神宮 様

・相模 第五三八号 寒川神社 様

・箱根 第二九六号 箱根神社 様

・いや比古 第三一七号 彌彦神社 様

・徳島県神社庁報 第一七六号 徳島県神社庁 様

・神青協 第一四九号 神道青年全国協議会 様

・兵庫神祇 第六一八号 兵庫県神社庁 様

・ふくい 第五五号 福井県神社庁 様

・杜 第一五八号 京都府神社庁 様

・清政 第七六号 神道政治連盟京都府本部 様

・愛媛県神社庁報 第六一六号 愛媛県神社庁 様

・高知県神社庁報 第八七八号 高知県神社庁 様

・砥鹿 第一四八号 砥鹿神社 様

・鹽竈さま 第一九八号 鹽竈神社 様

・飛梅 秋号 第二一二号 太宰府天満宮 様

・みやしろ 第一七九号 石川県神社庁 様

・北海道神社庁報 第一二九六号 北海道神社庁 様

・東照宮産子会々報 第九一號 日光東照宮 様

・徳徳 第八三九号 竹駒神社 様

・富ヶ岡 第一一四号 富岡八幡宮 様

・東照宮産子会報 日光東照宮 様

・東神 第一〇四六号 東京都神社庁 様

・かひがね 第二〇七号 山梨県神社庁 様

・お明神さま 第二五五号 三嶋大社 様

神社庁規程表彰内申について

標記の件、宮司宛て同封通知の通り表彰内申を受付ますので、令和七年一月末日迄に、支部を経由して内申戴きますようお願い申し上げます。

■支部御担当者様へ

支部管内の表彰内申者のお取り纏めの程、宜しくお願い申し上げます。

■第六十四回佐賀県神社関係者大会  
令和七年の関係者大会は四月頃の開催を予定しています。

★御連絡★

当初配布予定でした名入りの奉迎用提灯を御希望の方には記念に差し上げておりますので、神社庁にお越し下さい。

